

平成30年7月18日

あぶくま信用金庫

定款変更のお知らせ

平成28年12月に公布された民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金法」という。）により、信用金庫は、平成30年1月以後、最終異動日等から9年を経過した預金等がある場合には、最終異動日等から10年6か月を経過する日までに、電子公告を行わなければならないと定められました。

つきましては、休眠預金法第3条第1項の規定による公告は、電子公告によるものと改正いたしました。

〈定款変更内容〉

第6条 第2項

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。

以 上